

Title	中立船内の敵貨と敵船内の中立貨 ( 二 )
Sub Title	
Author	板倉, 卓造
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.7 (1919. 7) ,p.846(44)- 858(56)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0044">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190701-0044</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 中立船内の敵貨と敵船内の中立貨(二)

板 倉 卓 造

三

中世紀頃地中海沿岸諸國にて行はれたる海上通商に關する規則慣例の全集と認めらるゝ *Consolato del Mare* が中立船内の敵國貨物及敵船内の中立貨物に對する交戰國捕獲權の有無を定むるに其貨物が敵性を有するや將た中立性を有するやに依て之を決し該貨物を搭載する船舶の國性如何を問はず。而して其貨物が敵性を有するや將た中立性を有するやは該貨物の所有者の國性如何に依て之を定むるものなるを以て *Consolato del Mare* の認むる主義は貨主々義と稱す可きものなること余の前文に記する所の如し。果して然らば此全集の出版せられたるは早くも十三世紀の終り遅くも十四世紀の半頃なりと信せらるゝを以て貨主々義は十三四世紀及び其前後に於て南歐諸國に行はれたるものと解するを得べし。然らば所謂貨主々義は其後何世紀頃まで行はれたりしやと云ふに *Hautefeuille*

は十六世紀中に締結せられたる條約は總て *Consolato del Mare* の主義を採用したりしが之を一變する新主義の新例を開きたるものは一六〇四年を以て土耳其帝アクメット一世と佛國王アンリー四世との間に締結せられたる新條約第十二條なりと説けり。(註二) 然らば其新條約に依て開かれたる新主義の新例とは何ぞやと云ふに其第十二條中に規定して曰く

佛國船舶に搭載せられたる貨物にして土耳其政府の敵に屬するものは其敵に屬するの故を以て之を拿捕せらるゝことなし云々

(註二) *Histoire du droit international*, p. 198

中立船内に發見せられたる敵國貨物は其貨物が敵に屬するの故を以て之を拿捕すること多年 *Consolato del Mare* の主義とする所なるに反し此土佛の新條約が敵國貨物なりと雖中立船に依て運送せらるゝものは之れを拿捕せざるの新例を開きたるは海上捕獲に關する國際法の發達に一新紀元を劃するものと云ふを得べし。如何となれば是れ後に至りて「自由船自由貨」(*free ship, free goods*)の原則として一般に認められ現に一八五六年以後巴里宣言の明文を以て確定せられたる新主

義の最先例を爲すものなればなり。土耳其は非耶蘇教國として久しく歐洲の國際法域外に在るものと見做されたる所なれども同國が國際法の發達に貢献したるものの中には現に重要な原則を爲すものあり。例へば開戦の際に於ける敵の商船取扱に關する今日の海牙條約に認めらるゝ交戦國の一方に屬する商船が開戦の際敵港内に在るときは該船舶に對して即刻又は相當の恩惠期間の後自由に出港することを許すの慣例は實に一八五四年クリミア戦争の際土耳其が當時の敵國たる露國の商船に對して始めて行ひたる以來各國の採用したる所なるが如き最も顯著なる事實にして茲に記する一六〇四年の土佛條約が後の「自由船自由貨」の原則の最先例たりし事實と共に國際法の發達に對する土耳其の貴重なる貢献と目す可き所のものなり。此意味に於て一六〇四年の條約第十二條は最も重要視せらるゝ所にして夫れより八年の後一六一二年土耳其と和蘭との間に締結せられたる條約中にも此新主義を認め *Consolato del Mare* の主義に正反對の新慣例を開きたるは十七世紀に入りて貨主々義が漸く動搖し初めたるを證するものに外ならず。

然れども土耳其に依りて開始せられたる新主義の先例は最初は僅に前記土佛土蘭の二條約のみに認めらるゝに止まり當時一般には尙ほ貨主々義に依りたるものにして現に土佛條約の締結せられたる同年、西班牙と英國との間に成りたる條約には依然舊主義を採用し和蘭とチユニス及アルゼールとの條約も亦貨主々義に據りたるが如き十七世紀の初期に於ては *Consolato del Mare* の主義の多く行はれたるを見る可し。而して新主義の漸く舊主義に代て行はるゝに至りたるは實に十七世紀の中葉以後にして一六四六年當時の強國たる佛國と和蘭との間に締結せられたる條約は即ち土佛、土蘭條約の新主義を耶蘇教國間に承認したる最先例を爲すものにして之より歐洲諸國間に廣く採用せらるゝに至りたり。即ち一六五四年の英國と葡萄牙との條約、一六五九年の佛國と西班牙のビレニス條約、一六七八年の佛蘭、瑞典諸國間のニメゲン條約、一六九七年の佛、英、蘭、丁、獨、西、サゴイ間のリスウキツク條約、一七一三年歐洲の重なる諸國間に調印せられたるウトレヒト條約は舊來の貨主々義に代へて何れも「自由船、自由貨」の新主義を採用したるものにしてウトレヒト講和會議に於ける英佛條約第十七條中に規定して

曰く

船舶及び貨物に關しては自由船(中立船)は其積載貨を自由ならしむ可く隨て兩王國一方の臣民に屬する船舶内に發見せらるゝ一切の貨物は其全部たる一部たるに論なく兩王國の敵に屬するものと雖も戰時禁制品を除く外は悉く之を自由と認む可きものとす。

是等の實例に徴するときは十七世紀の中葉より十八世紀の初期に至る半世紀以上の其間に締結せられたる重なる諸條約には悉く「自由船自由貨」の新主義が是認せられたるを證するものにして Hautefeuille の説く所に據れば此間に締結せられたる條約中尙ほ舊主義を維持したるものは一六六一年英國と瑞典の條約及び一六六六年瑞典と丁抹の條約以外には之を發見せずと云へり。(註二)

(註二) Histoire du droit international, p. 199, 200.

## 四

斯の如く十七世紀の後半を通じて歐洲諸國間の新條約は大多數「自由船自由貨」の新主義を認めたるを以て Consolato del Mare の貨主々義は同時に其跡を絶ちたりやと云ふに新主義は新條約にて確認せられたるに拘はらず實際には各國は其國

内法に依りて條約の精神を破壊し依然として舊主義に據りたるのみならず甚だしきは舊主義が單に中立船内の敵貨のみを沒收することを是認せるを以て足れりとせず進で敵貨を搭載する中立船その物をも沒收するの過酷なる手段を行ひて憚からざりしが故に條約の表面には進歩の外觀を呈するに反して實際には却て著しく退歩したるの事實なりき。是れ一見甚だ奇なる現象なるが如しと雖當時各國間に於ける激甚なる商業上の競争は互に他を排して己れ獨り海上貿易の利益を獨占せんとするに急ならしめ之が爲めには一切の手段を用ゆるを辭せざるの實狀なりしを以て若し新條約に依る新主義を忠實に遵守せんには戰時中立國の商船は交戰國の商品を自由に且つ安全に到る處の海上に運送することを得て通商航海の利益は自ら中立船の一手に歸するの憂なきに非ず。是れ交戰國が中立通商の自由に對し最も猜忌する所なりき。此故に新條約の締結者は自國が中立國たる場合には新主義の適用は甚だ便利なりと雖も一旦交戰國なる場合には中立國の爲めに海上貿易の利益を占有せらるゝの恐れあるより之を防止せんか爲めには成る可く新條約を實行せざるの手段を講じ再び昔日の舊主義即ち中

立船内の敵貨は之を捕獲することを得るの *Consolato del Mare* の主義に立還らざるを得ず。然れども海上通商の莫大なる利益を他國の船舶より奪はんとするには單に舊主義に立還るのみにては充分なりと云ふ能はず如何となれば中立船内の敵貨のみを沒收するばかりにては中立通商に對する有效なる打撃たる能はざると共に交戰國軍艦に取りても敵貨のみを目的とする捕獲は有力なる獎勵に非ざればなり。此に於て是等の不都合に應ずる爲めに當時海上に勢力を張りたる諸強國は何れも國內法に新規定を設けて新條約の實行を廻避せんと試みたり。即ち是等の國內法は中立船が敵に屬する一切の貨物を運送するを禁じ軍艦が之を發見したるときは當に其敵貨のみならず船舶自身及び其全部の搭載貨物を沒收す可きを規定したり。是れ *Consolato del Mare* 以上の過酷なる新主義なりと云はざる可からず。然かも此過酷なる新主義は所謂敵貨なる意義に就て其貨物が何人に屬するを問はず苟も敵國に於て生産せられ又は製造せられたるものは悉く敵性を有す可きものなりと云ふの解釋を採用したるを以て交戰國の中立船に對する捕獲權の範圍は著しく擴大せられざるを得ず。過酷なる主義は一層過酷なるを加へたるを見る可し。

*Consolato del Mare* より出で、*Consolato del Mare* よりも更に過酷なる此主義の實例は當時の重なる國の法制中に容易に之を發見することを得べし。中に就て最も著名なるは一六八一年八月佛王ルイ十四世に依て發せられたる勅令 (*Ordonnance*) なり。佛國は之に依て當に中立船内の敵貨を拿捕沒收するのみならず尙ほ該中立船及び其載貨一切にも及びたり。即ち同勅令中に規定して曰く

敵に屬する貨物を搭載する一切の船舶 (*Tous navires qui seront chargés d'effets appartenant à nos ennemis*) 及び佛國臣民又は同盟國に屬する貨物にして敵船内に發見せらるゝものは等しく合法の捕獲物たる可し (第三編第九章第七條)

尤も此規定に「敵に屬する貨物を搭載する一切の船舶は……合法の捕獲たる可し」と云へる文字中には其船舶と共に敵貨並に其他の載貨をも拿捕沒收することを得るの意を含むや否や明瞭を缺ぐを以て最初佛國海事裁判所にては其適用を躊躇したりしが一六九二年十月二十日上審廷たる *Conseil d'Etat* の判決は此疑點を明白にしたり。即ち

陛下の敵に屬する貨物が中立船内に發見せらるゝときは該船並に其一切の載貨は第七條の規定に従ひ合法の捕獲物たる可し。(註十三)

(註一三) Hautefeuille: Histoire du droit international, p. 202.

之に依て之を見れば佛國は現に一六五五年英國との條約に於て一六五九年西班牙とのピレネース條約に於て一六六七、八年、和蘭、西班牙、瑞典等とのニームゲン條約に於て其他の諸國、就中地中海沿岸回教國民との條約に於て中立船内の敵貨は之を拿捕す可からざることを約したるに拘はらず右の有名なる勅令に依りて全然その公約を無視し管に *Consolato del Mare* の貨主義に依る敵貨のみの沒收を以て満足せず更に其中立船自體並に該船に搭載する一切の貨物即ち其貨物が自國臣民に屬すると同盟國に屬すると將た中立國に屬するとを問はず悉く之を拿捕沒收するの廣汎なる權利を主張したるものにして海上捕獲法上に於ける一大變化なりと云はざる可からず。然るに是等の諸條約は一六八八年佛國が英、蘭、丁、獨、西及びサゾオイの諸國と開戦するに及び悉く之を廢棄したるを以て佛國は之より無遠慮に右の勅令を實行するの自由を得たると同時に佛國の敵國も亦同様

の捕獲規定を發したるを以て之が爲に中立通商は一時殆ど絶滅の悲境に沈淪したりと傳へらる。唯だ之に對し武力を以て自國の中立通商を保護せんとしたるものは丁抹と瑞典の兩國にして此兩國は當時既に武裝中立の同盟を結び佛國その他の交戦國が海上に於て過大の權利を主張するに抗辯したりき、

一六八八年に破裂したる戦争は一六九七年リスウキツクの講和條約に依て終を告げたりしが佛國は蘭、英、西等の當時の最強海國との此條約に於て再び「自由船自由貨」の主義を世界に宣言し恰も一六八一年の勅令は之を改廢するものゝ如くなりき。然るに實際には之を廢止することもなく又改正することもなく依然として存続せしめたる其間に西班牙王位繼承戦争破裂するに及び佛國は一七〇四年更に一新令を發して同國海軍に新命令を與へたりき。

第三條 中立國の臣民に屬する船舶にして中立國又は佛國の同盟國の港を發航し他の中立國又は佛國の同盟國に向ふものは之を拿捕することを禁ず。但し該船が敵國にて生産又は製造せられたる貨物(*marchandises du cru ou fabrique de ses ennemis*)を搭載するときは此限りに非ず。此場合には該貨物は合法の捕獲物に

して該船舶は釋放せらる可し。

第四條中立國臣民に屬する船舶にして佛國の同盟國又は中立國の港を發航し敵國港に向ふものは之を拿捕することを禁す。但し該船が禁制品又は敵國にて生産又は製造せられたる貨物を搭載するときは此限りに非ず。此場合には該貨物は合法の捕獲物にして該船舶は釋放せらる可し。

即ち此新令は前年の勅令を補ひて一層その適用を嚴にしたるものと認む可し。如何となれば前勅令は單に「敵に屬する貨物云々」と規定して其貨物が敵に屬するものに限つて之を拿捕することを許したるに反し新令にては其所有主の何人たるを問はず苟も敵國にて生産又は製造せられたる貨物なるときは合法の捕獲物たる可きを命ずるを以て其捕獲權の目的に於て著しく範圍を擴大したるものなればなり。但し此場合の制裁は前勅令に於て敵貨を搭載したる中立船は其船舶自體と共に載貨一切を沒收せらるゝものと爲すに反し單に該貨物を沒收するに止め船舶及び他の載貨に及ばずと爲したる點に於て其處分の寛なるを認むるのみ。況や新令は中立船にして敵港に於て積荷し自國以外の港に之を運送するも

のは其載貨一切と共に沒收するの一層嚴なる規定を設くるに於てをや。

佛國と同じく永久的法制に依て捕獲法規を設けたるものは西班牙なり。而して西班牙は前掲ビレニース條約、ニーマゲン條約及びリスウキツク條約の調印者なりき。即同國は是等調印諸國と同じく「自由船自由貨」の主義を公認せる最強なる海上國の一なりき。然るに其王位繼承戰爭の起るに及び一七〇二年、一の勅令を發して其曩に公認せる條約上の主義を放棄し去りたり。是れ一六八一年八月發布の佛國勅令を殆ど文字通りに直譯したるものなりき。

佛國と西班牙の兩國を除きては永久的の法制を以て捕獲規定を設けたる國を見當らずと雖も諸國は戰爭の破裂する毎に各勝手なる新令を發し且つ之を中立國民に告知したりしが戰時中、必要に應じて屢之を改廢し常に自國の便利々益を保持するを怠らざりき。英國及び和蘭の如き是れなり。此兩國は他の重なる海上國との間に多くの條約を締結したる中にも一六六七年、西班牙と瑞典に對する條約、一六七八年のニーマゲン條約、其他當時の重要なる條約の調印者なりき。然るに一六八九年、佛國に對する戰爭の宣言せらるゝや、英蘭兩國は同年八月二十二

日一條約を締結し之を各中立國に告知したる其の條約は交戰國の捕獲權を自國に最も有利に利用せんことを期したるものにして中立通商を最も嚴に制限し敵國たる佛國と中立國間の通商を禁止せんとしたるものなり。即ち佛國港に向ひて航行し又は佛國港より出航する一切の中立船は其載貨と共に船舶自體をも拿捕したりき。中立國中これに對して抗議したるものは丁抹と瑞典の兩國なりしも遂に英蘭條約を廢すること能はざりき。

### 新古書册交換賣買

書册を揃へるのに  
は正門の前にある

## 大進堂

いらつしやるのが  
一番早くて最も  
安く揃ひます

三田通正門前

大進堂書店

## 小川洋服店

御在學諸君の御希望を充  
すに足る確信あり願くば  
一度御試を乞ふ

芝御成門下車

芝警察署側

小川洋服店